

福島県ZEB化モデル事業補助金実施要領

福島県環境共生課
令和5年6月6日

1 本事業の目的

この実施要領は、福島県ZEB化モデル事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、福島県内の既存の民間業務用建築物において、ZEBの実現に必要な省エネ、省CO₂性の高いシステム・設備機器等の導入に係る費用の一部を支援することで、県内建築物におけるZEBの普及を図ることを目的とする。

2 補助金の申請にあたって

本補助金の執行は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。）、その他法令、環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和5年1月13日環地域事発第2301131号）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和5年1月13日環地域事発第2301131号）、要綱、本実施要領、環境省所管の補助金等に係る事務処理手引等に定めるところによる。

本補助金の申請にあたっては、予めこれらの要綱等を十分に理解した上で申請すること。

- [1] 申請者が福島県に提出する書類には、如何なる理由があっても虚偽の記述を行わないこと。応募書類に虚偽の内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の解除、交付決定の解除、補助金の交付の取消等の措置をとることがあり、支払い済の補助金の返還を命じる場合がある。
- [2] 福島県から補助金の交付決定等を通知する前（交付決定日前等）において、契約等を行った経費については、原則として補助金の交付対象とはならないため留意すること。
- [3] 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、事業実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施する場合がある。
- [4] 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について福島県知事（以下「知事」という。）の承認を受けなければならない。

なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続きについては、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会第080515002号大臣官

房会計課長通知。)に準じて行うものとする。

[5] 補助金に係る不正行為に対しては、適正化法の第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨規定されている。

3 補助対象となる事業

本補助事業の対象は、(1)及び(2)に定める要件等を満たす事業とする。

(1) 対象事業

福島県内の既存の民間業務用建築物の改修により、ZEBの実現に必要な省エネ、省CO₂性の高いシステム・設備機器等を導入する事業とする。

(2) 対象要件

補助金の交付の対象となる事業は、次のアからコまでのすべての要件を満たす者とする。

ア 建物(外皮)性能について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第35条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外壁、窓等を通しての熱の損失に関する基準(以下「外皮性能基準」という。)に適合していること及びそれを証するに必要な資料を取得すること。

イ 一次エネルギー消費量について、建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、再生可能エネルギーを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より50パーセント以上削減すること。なお、建物の外皮性能や一次エネルギー消費量は、建築研究所計算支援プログラム(WEBプログラム)を使用して算出すること。

ウ エネルギー利用に関する要件について、熱源(冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等)、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること(BEMS装置等の導入)。なお、エネルギー計測システムは次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(ア) 計測・計量装置、制御装置、データ保存・分析・診断装置を含むシステムであること。

(イ) 1つのシステムで交付対象建築物1棟のエネルギー使用状況の一元的な把握・運転管理ができるシステムであること。

(ウ) 取得データについては、補助事業完了後、実施状況報告時に建物全体のエネルギー使用量(計測・保存データ粒度は60分)と設備用途区分毎のエネルギー(電力・ガス・油等)使用量単位(計測・保存データ粒度は60分)を月単位で取りまとめ、報告できること。

計量区分		機器名称	計測間隔
購入及び	電気	受電	60分間

創エネルギー使用量	充電	太陽光発電	
	自家消費	太陽光発電	
	自家消費	コージェネレーション	
	ガス	空調、厨房系統	
空調 (電力量、ガス量、熱量、油量)		冷温水機 1、2	60 分間
		冷水 1 次ポンプ	
		冷却塔ファン	
		冷温水機冷却水ポンプ	
		冷温水機冷却塔ファン	
		冷温水一次ポンプ	
		コージェネレーション	
		ビル用マルチエアコン (室外機)	
		ビル用マルチエアコン (室内機)	
		空調機	
		全熱交換器	
		冷水二次ポンプ (搬送系)	
		温水二次ポンプ (搬送系)	
換気 (電力量)		給排気ファン	60 分間
		換気ファン	
照明 (電力量)		照明器具	60 分間
給湯 (電力量、ガス量、熱量、油量)		ヒートポンプ給湯器	
		コージェネレーション	
		給湯ポンプ等	
		太陽熱集熱器ポンプ	
		太陽熱集熱器	
昇降機 (電力量)		エレベータ	60 分間
効率化設備：コージェネ (電力量、ガス量)		コージェネレーション	
効率化設備：創エネルギー (電力量)		太陽光発電	
		風力発電、他	
その他 (電力量)		冷蔵・冷凍設備等 (冷設)	60 分間
対象外 (電力量、ガス量)		事務機器他コンセント接続機器	
		厨房機器	
		その他給排水ポンプ等	任意
		外気温度	

環境(任意)	室内温度	
	外気温度	
	室内湿度	
	冷水温度(往)	
	冷水温度(還)	
	冷水温度(往)	
	冷水温度(還)	

- ※1 各機器の計量値は、可能な限り計量区分ごとに分割して計測すること。
- ※2 コンセント接続機器は「その他」区分に限らず、可能な限り計測区分ごとに分割して計測すること。
- ※3 コージェネレーションで給湯がある場合は、「熱源」と「給湯」に分割して計測すること。
- ※4 収集データはUSB、CD等の消去不可の外部媒体へ定期的に残して、不用意な消失を防ぐこと。

BEMSの仕様について以下2種類のCSVファイルを指定の仕様に従って準備すること。

- ① 補助対象建築物の「購入エネルギー量、創エネルギー量、売電量」の計測データ(計測粒度60分)：Aファイル
- ② 建物内の「消費エネルギーの内訳」となる計測データ(計測粒度60分)：Bファイル

データ形式	CSV (エクセルは不可)		
ファイル単位	1カ月ごとにファイル作成		
ファイル種類	Aファイル	ファイル名	A-YYYYMM.csv (YYYYMM：計測対象の西暦4桁+月2桁)
		供給データ	購入電力/都市ガス/LPガス/油/地域熱供給等及び再エネの太陽光・風力、コージェネ等の発電/排熱の熱利用等(名称、配列は固定。項目名称は以下のCSV記述例を参照)
	Bファイル	ファイル名	B-YYYYMM.csv (YYYYMM：計測対象の西暦4桁+月2桁)
		消費データ	建築物内設備で電気、都市ガス、LPガス、油等の消費量(負荷側)
収集周期(粒度)	Aファイル	60分以下	全事業者
	Bファイル	60分以下	全事業者
データ配列	行	ヘッダー行	ヘッダー情報(項目名)をカンマ区切りで記述 (“計測日時” “項目1” ~ “項目n”)
		データ行	計測時刻とその時刻の計測データを各行に配置 (例：MM/01/00：00~

			MM/31/23 : 50)
	列	収集時刻＋各計測項目を配列（例：“年/月/日/時刻”，“計測1”，“計測2”，“”，“”，…）	
		Aファイル	計測項目名称、配列は固定(変えないこと、対象が無くても記入すること)
		Bファイル	項目名、配列は任意
計測データ	文字	半角数字、欠測や対象項目計測なしは、「NULL」または、数字以外の半角文字、スペースも可	
	桁数	最大9ケタ程度	
	小数点	可、位置は任意	
	データ	収集周期(60分以下)毎の使用量(差分データ)	
使用文字	コード	Shift_JIS	
	区切り文字	カンマ	「, 値,」データの無い列は「,,」として飛ばして良い
	値の囲み	ダブルクォート	「“xx.xx”」または、「,」区切りのみでも可
	禁止文字	有り	「&」 「<」 「>」 「”」 「'」 「,」但し、値の囲みとしての「”」の使用は可、区切り文字としての「,」は可

- エ 建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示（BELS等、第三者認証を受けているものに限る。以下同じ。）において『ZEB』、Nearly ZEBのいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得すること。
- オ 省エネ型の第一種換気設備（全熱交換型、顕熱交換型、ブラシレスDCモーター型、インバータ制御内蔵型等）を導入すること。
- カ ZEBの普及促進に資するため、二酸化炭素削減効果などの必要な情報提供に協力すること。
- キ 持続的な運営体制と維持管理体制等を有すること。
- ク 優れた費用対効果とPR効果を有すること。
- ケ 事業を行うための実績・能力・実施体制を有すること。
- ・ 申請内容に事業内容、事業効果、経費内訳、資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- コ 本事業の補助により導入する設備等について、国から他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていない事業であること（FIT：Feed-in-Tariff、FIP：Feed-in-Premium制度による売電を行わないものであることを含む。）。

4 本事業の申請者

(1) 申請者の要件

本事業の申請者の要件は、次のア～オのすべてを満たす者とする。

- ア 福島県内に事業所を置き事業活動を行っている民間事業者。
- イ 補助対象事業の目的に即した機器等を対象施設に導入する事業者（建築主等）又はこれらの方者に対し、ファイナンス・リース契約若しくはシェアードセイビングス方式のE S C O事業により設備を提供する者。
- ウ 県が実施する省エネ等に関する事業において、事例発表やデータ提供等に協力する者。
- エ 県税に未納がない者。
- オ 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(2) 共同申請の要件

- ア 2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業を実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等、要綱、本実施要領に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。
- イ 代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行う。
- ウ 設備所有者と建物所有者が異なる場合は、設備所有者と建物所有者の共同申請とする。なお、代表申請者は設備所有者とすること。
- エ 設備導入をファイナンス・リース契約又はシェアードセイビングス方式のE S C O契約により行う場合、リース事業者又はE S C O事業者を代表事業者とし、建築主等を共同申請者とする。
その際、交付の条件として、リース料又はサービス料から補助金相当分が減額されていること及び補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出を条件とする。

5 補助対象設備

(1) Z E Bの定義

経済産業省「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ（平成31年3月）」における「(参考資料6) ZEBの定義と評価基準」の『ZEB』を満たし、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS等）を取得する建築物を指す。

(2) 補助対象施設

- ・ 県内の事業者が所有する既存の民間業務用建築物。ただし、延べ面積2,000m²未満に限る（延べ面積とは、原則、建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示制度において評価対象となる延べ面積とする。）。
- ・ 主たる用途が別表第1に掲げるものに供される業務用施設。また、対象外建築物・用途の例に示すものは補助対象とならない。
- ・ 計画書提出時点において、登記されたものであること。

(3) 補助対象設備

別表第2に掲げる設備で、次の要件を満たす設備を事業の対象とする。

ZEBの実現に必要な建築物省エネ法第7条に基づく第三者評価機関による認証（Nearly ZEB以上）を受けるために必要な費用、設備費、工事費及び事務費とする。

なお、導入される設備は地震、台風等による災害時にも破損等による使用不能な事態とならないよう、最大限の対策を講じること。

(4) 補助対象経費

事業を行うために必要な工事費、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で知事が認めた経費とする（別表第3）。

<補助対象外の例>

- ・ 建築工事、躯体工事、省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事等（電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、点検口等）
- ・ 給排水衛生関係（水栓金具等）
- ・ 冷蔵／冷凍設備（ショーケース等）
- ・ 建物内部から発生する熱負荷を低減するための方策（サーバーのクラウド化等）
- ・ 家電に類するもの（ルームエアコンを除く）
- ・ 内装、家具類（カーテン、ブラインド等を含む）
- ・ 外装仕上げ材、シャッター、雨戸等
- ・ 再生可能エネルギーによる発電設備（固定価格買取制度による売電を行なうもの）
- ・ 遮熱・断熱塗料、遮熱フィルム
- ・ 補助対象と補助対象外のものをつなぐ配線・配管等は補助対象外（もしくは按分処理を行う）
- ・ 設備に関わる消耗品等
- ・ 資産計上できない設備等
- ・ 防災設備、防犯設備、昇降機設備（エレベーター、エスカレーター）

- ・ 運用に係る経費(電力、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等)
- ・ 既存機器等の撤去・移設・処分費、冷媒ガス処理費等
- ・ 現場調査費、諸経費、各種届出経費等
- ・ その他、本事業の実施に必要な不可欠と認められない経費等

6 補助金の交付(上限)額

(1) 上限：30,000千円

(2) 補助率等：以下のとおり

補助対象設備	補助率等
太陽光発電設備	5万円/kW
蓄電池 (4,800Ah・セル以上)	蓄電池の価格(円/kWh)の1/3 ただし、下記価格の1/3を上限とする。 19万円/kWh(工事費込み・税抜き)
高効率照明設備	1/2
その他ZEB化に係る設備	2/3

なお、CO₂削減量の補助金額に対する費用対効果を求める算定式から算定したCO₂1tあたりの削減コストが、243,600円を超える場合は、当該CO₂削減コスト[円/t-CO₂]×エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量[t-CO₂]から求めた補助金額を上限とする。

CO ₂ 削減量の補助金額に対する費用対効果を求める算定式
CO ₂ 削減コスト[円/t-CO ₂] =補助金額[円]÷エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量[t-CO ₂](エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量[t-CO ₂ /年] ^{※1} ×耐用年数[年] ^{※2})

※1 事業を実施することで削減される年間のエネルギー起源二酸化炭素の排出削減量をいう。

※2 補助対象設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号))に定める法定耐用年数をいう。

7 補助事業期間

事業期間：単年度

原則として、交付決定日から令和6年3月8日(金)まで

8 申請方法等

(1) 申請書類

申請に必要な書類は、「申請時提出書類一覧」及び「提出書類チェックシート」を確認すること。

また、審査過程において、必要に応じて電話又は電子メール等にてヒアリングや、追加書類の提出を求める場合がある。

(2) 公募期間

令和5年6月6日（火）から令和5年7月14日（金）17時

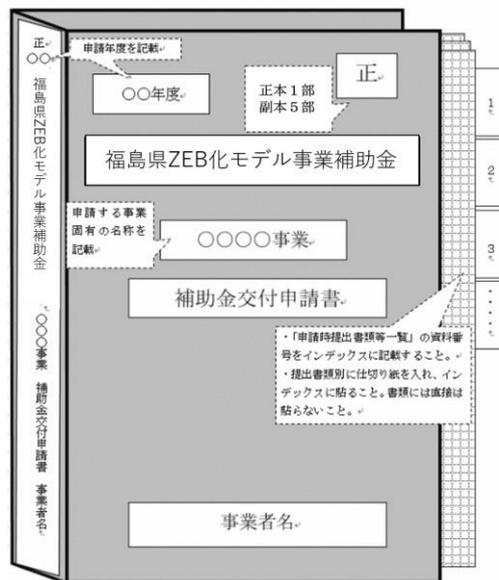
(3) 提出期限

令和5年7月14日（金）17時必着

(4) 申請書の提出方法及び提出先

書類（紙媒体）6部（正本1部、副本5部）を提出すること。書類は2つ穴を開け、提出書類等一覧が指定する番号順にファイリングすること。ファイリングする様式等の間に仕切り紙を入れ、資料番号を記したインデックスを貼ること。また、ファイルの表紙及び背表紙に、本事業名・事業者名・固有の事業名を記載すること。

申請書ファイリングイメージ



加えて、当該書類（正本と同じ内容）の電子データを保存した電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部を提出すること（電子媒体には、申請者名を必ず記載すること）。

なお、申請書類は返却しないため、予め控えを取っておくこと。

<提出方法>

持参または郵送等により福島県生活環境部環境共生課に提出すること。

（郵送等の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

<提出先>

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県生活環境部環境共生課 「福島県ZEB化モデル事業補助金」担当宛て

(5) 問合せ

<問合せ受付期間>

令和5年6月6日（火）から令和5年7月14日（金）17時まで

<問合せ方法>

問合せは基本メールによるものとし、件名を「【問合せ】福島県ZEB化モデル事業補助金について」とすること。

E-mail : zero_carbon@pref.fukushima.lg.jp

9 対象補助事業の選定方法

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を経て選定する。

審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることもあるため留意すること。

(2) 審査方法

申請者より提出された申請書に基づき事務局において審査を行う。

審査は、審査基準に基づいて厳正に行い、補助事業予算の範囲内で補助事業の採択を行う。

審査会は、令和5年7月下旬（予定）に、書面審査もしくは審査委員に対する説明及び質疑応答の方法で実施する。

(3) 審査項目

- ・ 要綱、本実施要領等に定めた補助対象要件を満たしているか。
- ・ 要綱、本実施要領等に定めた申請書類に不足が無い、必要な記載があるか。
- ・ 別表第4の審査基準に従い審査を行う。
- ・ 各審査員の合計点の平均が50点に満たない場合は採択しない。
- ・ 審査項目のうち一つでも0点の項目がある場合は、審査会の協議により合否を確定させる。

10 申請にあたっての留意事項

(1) 交付申請

申請者は申請にあたり、交付申請書を知事に提出しなければならない。補助金の交付申請にあたり補助金の対象となる費用は、事業実施期間に行われる事業で、かつ当該期間中に支払が完了するものに限る。

(2) 交付決定

福島県は、提出された交付申請書の内容について、以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補

助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行う。

ア 申請に係る補助事業の全体計画が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。

イ 補助対象経費には、国から他の補助金（負担金、利子補給並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の補助経費を含まないこと。

ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(3) 事業の開始について

補助事業者は、知事からの交付決定を受けた後に事業を開始すること。

補助事業者が他の事業者等と契約を締結するに当たっては、契約・発注日が交付決定日以降となるよう注意すること。また、業者発注にあたっては、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。

なお、福島県は、事業が適切に行われていることを確認するために、必要に応じて現地調査等を行う。

(4) 補助事業の計画変更等について

補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする時（ただし、軽微な変更を除く。）は、計画変更承認申請書を知事に提出し承認を受ける必要がある。

また、補助金の額に変更を伴う場合は、変更交付申請書を知事に提出し、承認を受ける必要がある。

そのため、補助事業の内容に変更が生じる可能性がある場合は、必ず事前に福島県担当者まで相談すること。

(5) 完了実績報告及び書類審査等

補助事業が完了した時は、完了後30日以内又は事業実施年度の3月8日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を福島県宛てに提出すること。

福島県は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地審査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

(6) 補助金の支払い

補助事業者は、交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出すること。その後、福島県から補助金を支払う。

(7) 不正に対する交付決定の解除等

申請書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、事業の不採択、採択の解除、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとる場合がある。

(8) 定期報告書の提出

補助事業者は、補助事業完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から翌年度3月末までの期間）の定期報告書を知事に提出すること。

本事業を広く周知する目的で事業内容を公表する場合があることを理解し、協力すること。

1.1 その他留意事項等

(1) 補助金の経理について

補助金の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、検収書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておくこと。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるように保存しておくこと。

(2) 補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上すること。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があるが、その場合、根拠となる資料を提出すること。

(3) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまでに取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめ福島県の承認を受けること。

なお、福島県の事前の承認を受けずに取得財産を処分した場合、補助金の返還を求めることがあるため留意すること。

別表第1 申請可能な建築物用途

用途		対象用途の具体例	対象外建築物・用途の例
事務所等		事務所等	住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場、キャバレー、パチンコ屋、競馬場・競輪場
ホテル等		ホテル、旅館等	
病院等※		病院、老人ホーム、福祉ホーム等	
物品販売業を営む店舗等		百貨店、マーケット等	
学校等		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、給食センター等	
飲食店等		飲食店、食堂、喫茶店等	
集会所等	図書館等	図書館、博物館等	
	体育館等	体育館、公会堂、集会場等	
	映画館等	映画館等	

※ サービス付き高齢者向け住宅などの施設は、建築確認申請の建物用途が非住宅の場合に限り申請可能とする。

別表第2 補助対象となる設備費の範囲

区分	項目	対象範囲	補助対象設備・費目	
設備費	断熱	断熱等 (省エネルギー計算ができること)	建物(外皮)性能が向上する場合に限る	断熱材(断熱材のみ。断熱扉の断熱材以外の装飾等に関する部分等は対象外)、Low-E 複層ガラス、高性能窓(断熱・遮熱性能に優れているもの)、日射追従型ブラインド、日射追従型ルーバー等
		高性能保温材		配管・ダクト保温の交換・新設についても高性能保温材
	空調・給湯	熱源機器	高効率機器に限る	冷凍機、ヒートポンプ、冷温水器、業務用エアコン(GHP、EHP) ※1
			複数の機器の組み合わせ	熱回収(熱回収型ヒートポンプと蓄熱槽)、氷蓄熱と大温度差搬送などの組み合わせ
		熱源付帯設備	熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る	冷却塔、冷却水ポンプ、一次ポンプ、補助ボイラ、貯湯槽、煙道、熱交換器、膨張タンク、ヘッダ、蓄熱タンク、オイルタンク及び付属品等
		ポンプ	省エネ機器に限る	インバータ制御ポンプ(熱源二次ポンプを含む)
		空調機器	高効率機器及び器具に限る	VAV 空調機、全熱交換器組込型空調機、VAV ユニット、モータダンパ、デシカント空調機、全熱交換器、顕熱交換器、輻射冷暖房システム等(標準型のファンコイルやファンコンベクタ、放熱器等は対象外)
	給湯機器	省エネ機器及び器具に限る	ヒートポンプ型給湯器、排熱回収型ボイラ等(潜熱回収型給湯器や、給湯機器からカラシまでの配管は対象外)	
	換気	換気機器	省エネ機器及び器具に限る	ブラシレス DC モーター型、インバータ制御ファン等
	照明	照明機器	高効率機器及び器具に限る	照明器具本体、それらの制御機器と制御配線(調光制御機能を有する LED 照明に限る)
	再エネ他	再生可能エネルギー利用機器	右記のエネルギー等を利用した機器・システム	太陽光、風力、小水力等(発電した電力を主に自家利用する場合に限る)
		未利用エネルギー活用機器	右記のエネルギー等を利用した機器・システム	太陽熱、井水・河川水・地熱、地中熱、バイオマス、雪氷、排水熱・廃棄物等
		コージェネ	右記の機器・システム	コージェネ(燃料電池を含む)

	蓄電システム	創蓄連携に限る	蓄電システム、創蓄連携に必要な機器及び制御盤（再生可能エネルギー等により発電した電力等を蓄え、有効利用するものに限る）
	電源	受変電設備	高効率機器に限る （第2次トップランナー基準で定められたものに限る）
		負荷設備	省エネ機器の設置と一体不可分の設備に限る 動力制御盤、分電盤等、配管配線及び付属品
	BEMS （自動制御機器含む）	制御部	制御機器 ^{※2} （センサ、アクチュエータ、コントローラ等）、盤類 ^{※2} （自動制御盤、動力制御盤、インバータ盤等）、自動制御関連設備（VAV等）、計測計量装置（熱量計、CT、電力量計、ガスメーター等）、制御用配管配線及び付属品
		監視部	中央監視装置（中央監視盤、照明制御盤等）、伝送装置（インターフェイス、リモートステーション等）、通信装置（ルータ等）、制御用配管配線及び付属品
		管理部	BEMS装置 ^{※3}
工事費	工事費 ^{※4}	補助事業の実施に不可欠で、補助事業設備の設置と一体不可分な工事に限る ^{※5※6}	搬入・据付工事、配管工事、ダクト工事、電気配管・配線工事、断熱工事、機器保温塗装工事、基礎工事、場内搬送費、試運転調整費、仮設費 ^{※7} 、工事者の現場経費 ^{※7} 等
その他	省エネルギー性能表示	省エネルギー性能表示に限る	省エネルギー性能の表示に係る費用 ^{※8}

※1 ルームエアコンは国立研究開発法人建築研究所が示す冷房効率区分(い)を満たす機種に限り補助対象とする。

※2 空調機等に内蔵される自動制御機器、インバータ盤も含める。

※3 アプリケーションの基本機能、追加機能は省エネルギーに寄与するものとする。

※4 補助対象、補助対象外に共通にかかる経費は別々に計上する。

※5 地中熱利用の専用設備設置のための根切り、掘削、埋戻し工事は補助対象とする。（試掘・残土処分は対象外）

※6 補助対象、補助対象外の両方を含む工事費は、補助対象外を除外した補助対象工事に要する経費のみを補助対象とする。補助対象外の除外分を合理的な方法で算定しがたい場合は費用按分により補助対象経費を算出することも可とする。

※7 仮設費及び現場経費は、本事業の実施に不可欠な工事に要する経費として最小限の額が積算されている場合であって、かつ当該補助対象外工事が補助対象工事の実施に必要な不可欠なものである場合に限り、費用按分によらず当該費用を補助対象とすることができる。

※8 建築物省エネ法第7条に基づく第三者評価機関による、『ZEB』、Nearl y ZEBいずれかの省エネルギー性能評価の認証を受ける申請費用及び評価結果を表示するための費用（プレート代等）。交付決定日以降に取得したものであること。

別表第3 補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接 工事 費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 1 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) 2 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) 3 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))
	本工事費 (間接 工事 費)	共通仮設費	次の費用をいう。 1 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 2 準備、後片付け整地等に要する費用 3 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 4 技術管理に要する費用 5 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。	
測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。	
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。P P A契約やり

			<p>一ス契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。</p>												
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金等、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3-1に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

(別表第3-1)

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金等		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数に分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。

		委託料	この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料 賃借料	この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入	この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

- ※ 設備等のうち補助対象となるものについては、JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。
- ※ 補助申請者に所有権のあるもの。
- ※ 導入する設備等は全て新品に限る。

別表第4 審査基準

項目	審査項目	加点基準	配点
1	補助事業の実施及び進捗管理を適切に行う体制		10
	・ 事業実施に必要な体制が確保されている。	+ 2	
	・ 施工管理の資格者等を配置し、適切な進捗管理が可能。	+ 2	
	・ スケジュールの設定に合理性がある。	+ 2	
	・ その他、評価すべき項目がある。	+ 1 ~ 4	
2	設備導入及びその後の運用までの経済性検討		15
	・ 耐用年数以内に投資回収が可能。	+ 4	
	・ 設備について複数候補を検討し、経済的な構成を検討している。	+ 2	
	・ 導入後の管理体制について検討されている。	+ 2	
	・ 設備更新等も含めランニングコストを算出している。	+ 2	
・ その他、評価すべき項目がある。	+ 1 ~ 5		
3	費用対効果		20
	・ 二酸化炭素削減コスト (円/t-CO ₂)	(費用対効果の高い申請順に相対的に 加点)	
・ その他、評価すべき項目がある。		+ 1 ~ 5	
4	モデル性 (波及効果、県内企業製品の活用等)		
	・ Z E B 認証	『Z E B』取得予定である。	+ 10
	・ P R 効果①	公共性・公益性の高い事業である。	+ 5
	・ P R 効果②	対象施設が多くの人目に触れる。	+ 5
	・ P R 効果③	導入設備や効果を積極的に発信する。	+ 5
	・ 県内企業の技術や製品等を採用予定である。		+ 5
・ その他、評価すべき項目がある。		+ 1 ~ 5	
5	その他		
	・ CLT 等の使用について (①②両方を満たす場合)	①開口部を除く外皮面積への CLT 等の 使用割合が 20%以上であるか、または CLT 総使用量を延床面積で除した単位 面積当たりの CLT 等の使用量が 0.05 m ³ /m ² 以上である。 ②構造耐力上主要な部分に採用予定で ある。	+ 5
	・ CASBEE 評価	S ランク	+ 10
		A ランク	+ 5
		B+ランク	+ 3
・ 再エネ 100%事業である。		+ 5	
合計			100